

NEWS

遊技産業健全化推進機構ニュース

5  
MAY  
6  
JUNE 2023



東日本大震災被災者の13回忌を終え、「地域とともに」の決意を新たに

～宮城県遊協の新井清浩理事長が語る地元遊技業界の思い～

景品(賞品)の買取りに対する税務当局と裁判所の視点 三堀 清

# 機構の動き

3月度<2023年3月1日～3月31日>

## 遊技機等への立入検査関係

- 3月度 立入検査店舗数209店舗  
(遊技機検査177店舗、計数機検査32店舗)  
《2022年度合計・速報値》  
立入検査店舗数2088店舗  
(遊技機検査1812店舗、計数機検査276店舗)  
3月末日 誓約書提出店舗数7572店舗(対前月比▲112)

## 依存防止対策調査の関係

- 3月度 依存防止対策調査実施店舗数193店舗  
《2022年度合計・速報値》  
依存防止対策調査実施店舗数1721店舗  
3月末日 承諾書提出店舗数7494店舗(対前月比▲109)

## 会議開催関係

3月7日(火)に定例理事会及び臨時社員総会を開催した。  
定例理事会においては2023年度の助成団体として38団体を認定した。  
また、臨時社員総会においては、遊技機・計数機検査で全国1600店舗、  
依存防止対策調査で全国1600店舗の目標店舗数等を含めた2023年  
度の事業計画案が承認可決された。なお、事業計画案ではその他「予算の  
執行については可能な限りの経費節減に努めていくこと」等も確認された。  
あわせて13社員団体からの経費負担の件についても承認可決された。

## 本号から隔月発行となります

諸事情により、「機構ニュース」は本号から年間6回の隔月発行となります。  
奇数月に発行予定です。引き続きよろしくお願ひいたします。

# CONTENTS

5/6 May  
June  
2023

東日本大震災被災者の13回忌を終え、「地域とともに」の決意を新たに— ～宮城県遊協の新井清浩理事長が語る地元遊技業界の思い	1
KiKo NEWS 業界の社会貢献活動気になるその後 ほか	5
景品(賞品)の買取りに対する税務当局と裁判所の視点 三堀 清	8
店長に求められる知識「顧客サービスXI」	11



## 大阪市・住吉大社 御田植神事

4～6月の田植えの季節になると御田植祭が各地で行なわれる。その代表格が大都会の真ん中で、古式ゆかしく開催される住吉大社の御田植神事だ(国の重要無形民俗文化財)。毎年6月14日に境内の御田で赤い腰衣、たすき、菅笠姿の替植女(かえうえめ)が、代搔きの斎牛の傍で田植えを行なう=写真=。周辺や舞台では田植えを盛り立て、八乙女が田舞を舞い、平安朝の名残の歌をうたう。大高下駄の甲冑武者が薙刀を手に風流のしぐさを披露すると、子供たちが棒打ち合戦を開始。太鼓に合わせた早乙女の田植踊、田植歌の後は、150人もの童女が住吉踊で締めくくる。賑やかに華やかに今年の豊作を祈る。

# 東日本大震災被災者の13回忌を終え、「地域とともに」の決意を新たに

宮城県遊協の新井清浩理事長が語る地元遊技業界の思い

速かつた12年の歳月  
心のケアはまだ必要



新井清浩理事長

東北地方を中心に日本に未曾有の被害をもたらした  
2011年3月11日の東日本大震災から12年。

今年3月には被災地で13回忌の法要や追悼行事が営まれた。

この間、住宅再建や道路の整備などハード面の被災地復興は進んだが、

いまだ心に傷を負った被災者、遺族は多く、ケアが必要とされる。

遊技業界でも多くのホールが休業を余儀なくされるなど、打撃を受けた。

被害の大きかった宮城県遊技業協同組合では昨年5月の総会で、

竹田隆理事長が退任し、新理事長に新井清浩氏が就任した。

理事長として「3・11」を迎えた新井氏に、

12年間を振り返つてもうとともに、

地域社会におけるパチンコ店の役割、存在意義について話を聞いた。

震災当時、同県内には約240店舗のホールがあつたが、そのうちの2割近くが一時休業を余儀なくされ、1年経つても約1割のホールが営業を再開できない状況に追い込まれた。当時自ら運営していた4店舗もすべてが地震と津波被害のため、長期休業を強いられた。

当初は「今後どうなつてしまふ

のだろうか」と頭を抱え、営業再開に向けて動き出してからも不安の毎日だったという。その後も業界内での各種課題に追われ、がむしゃらに走ってきた12年だったと話す。



被災した直後のJOYPARK赤井店(右の2枚)とSLOTCLUB JOYPARK湊店(現在のJOYPARK湊店)

東松島・石巻両市の現状については「常に市内のどこかで復旧工事が行なわれていて、落ち着かない毎日」だったが、近年は住宅や道路など、ハード面の復旧・整備がかなり進み、その点では評価できると考えているという。しかし、いまだに心に傷を負い、ケアを必要とする住民も少なくないのが実情で、概に13回忌でひと区切りとはいえないとの見方をしている。

そんななか、県遊協の舵取りを任せられたことについては、「副理事長歴が長かったので覚悟はしていたものの、理事長職は重責です。震災後も当社をはじめとする組合員店舗が営業を続けてこられたのは、地域住民の方々が支えてくださったから。その架け橋となる組合運営を心掛けていきたいと思います」と話す。

## 被災で一時は廃業覚悟 翻意させた長男の一言

理事長が経営する新井商事は先代である同氏の父親が1959年に創業したホテル企業で、来年で65周年を迎える。震災当時は東松島・石巻の両市に4店舗を経営していたが、いずれも沿岸部に建つ

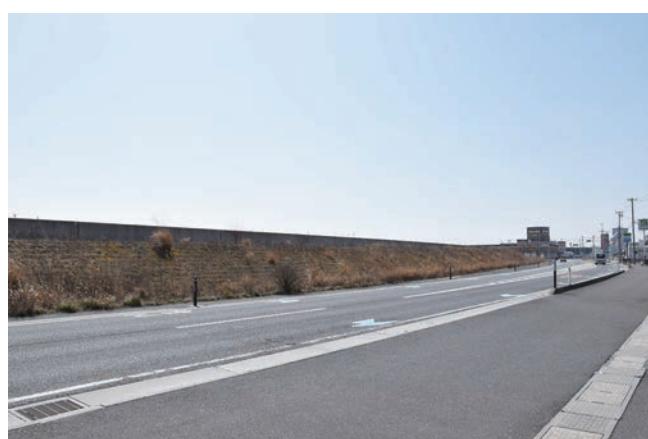


石巻港と同港に流れ込む旧北上川。  
津波は川を溯上し、町に甚大な被害を与えた

幸いにして自分の家族や従業員に被災で亡くなつた人が一人もいなことはわかつたが、4店舗、計約1200台の遊技機がすべて冠水しているのを目撃し、廃業しようとえたと当時の心境を明かす。「取り急ぎ従業員には『営業が再開できるめどが立つたら、また声をかけるから』と状況を説明して



現在の赤井店。  
同社では長年、顧客の寄付した端玉景品を児童福祉施設に寄付している



左に見えるのは赤井店の前を東西に流れる定川の堤防。  
2kmほど先の港から津波が襲つたため、新設されたという

# 東日本大震災被災者の13回忌を終え、「地域とともに」の決意を新たに



石巻市の南浜・門脇地区に遺構として残された門脇小学校



解雇手当を払い、いつたん解雇させてもらいましたが、当時のパチンコ店はセーフティネット貸付をはじめとする公的融資の対象外業種でしたし、内心ではもう無理だと思っていました

その背中を営業再開に向けて後押ししたのが憲幸さんの「将来は自分が後を継ぐ。一緒に頑張って再開しよう」という一言だった。

憲幸さんは被災直前の1月に大手ホール企業での3年間の勤務を終えて戻ったばかりだった。ともに悲惨な状況を目にするながら、なお立ち向かおうとする憲幸さんの

一言で気持ちが前向きとなつたと。金融機関と融資の交渉を開始。金融機関側も協力してくれたことから、1店舗の再開は断念したもの、同年7月に赤井店（東松島市）、10月に石巻店（石巻市）、12月に湊店（石巻市）と順次リニューアルオープンにこぎつけた。

## 被災者で賑わう店舗 ホールの使命を再認識

系列店の営業を順次再開して、再認識したのはパチンコ店の存在意義だった。震災直後、パチンコ業界は電力浪費産業などと一部か

らバッシングを受けたが、避難生活などで精神的に疲れている被災者の憩いの場として賑わい、存在意義を評価された。同社の場合も、赤井店をオープンするとすぐ店内は互いの安全を喜び合いながら遊びを楽しむ顧客の姿であふれたりました。

「先に営業を再開した他店が震災以前よりも賑わっていることは知っていましたが、自店で同様の光景を目の当たりにして、パチンコ店は地域のコミュニティースペースであることをあらためて実感しました」

ホール経営継続の判断は間違つていなかつたという思いとともに、こみ上げてきたのが地域住民に対する感謝の気持ちだつたという。

長年にわたつて、来店客の寄付した端玉景品を東松島・石巻両市の児童福祉施設に寄付するなど、地域住民に愛される店づくりを心掛けてきて良かったとしみじみ語り、

それは被災から立ち直つて営業を再開した多くのホールが痛感した思いではなかつたかと強調する。

宮城県遊協では2014年3月17日、同県と「災害時における支援協力に対する協定」を締結。大

規模災害発生時に県の要請に応じ、「一時集結場」「津波の避難場所」「救助ヘリコプターの駐機場」「支援物資や資機材の一時保管場所」などに利用できる組合員店舗の施設や駐車場の情報を取りまとめて、提供することとなつた。組合員店舗は、帰宅困難者に対する飲料水の提供やトイレの貸出などの支援も行なう。

新井理事長は同協定の意義にも触れ、「もともとホールは地域の一時避難所的な役割を担つてきましたと思うのですが、その役割がより公的になりました。その社会的使命を我々組合員店舗は胸にしつかり刻んで、日々の営業に取り組んでいく必要があると考えています」と言う。

## 戻らない町の活気 商圈内の店舗数は半減

ここで東日本大震災の被害状況をあらためてみてみると、死者が

1万5900人（津波や家屋倒壊などによる直接死。以下同様）、行

方不明者が2523人（いずれも2023年2月末現在、警察庁調べ）、避難者数が3万884人（23

年2月1日現在、復興庁調べ）。

都道府県別で死者・行方不明者が最も多いのは宮城県で、死者は

9544人、行方不明者は1213人。以下、岩手県が死者4675人、行方不明者1110人、福島県が死者1614人、行方不明者196人で続く。

さらに今回取材で訪れた石巻市

と東松島市に限ってみると、

石巻市は死者が3277人、

行方不明者が417人とい

う。東松島市も死者

が1219人、

松島市も死者

が13万5806人（約17%減）。

東松島市は11年3月1日現在4

万3142人だった人口が23年

（約10%減）。ハード面の普及・

整備が進み、交通の利便性は震

災前よりアップした反面、町の

活気が失われつづると心を痛

行方不明者が22人（同）にのぼる。

両市は津波の被害が甚大だった

エリアの一つで、なかでも石巻市

南浜・門脇地区は震災前、約1800世帯、4500人超が住む住

宅街だったが、地震とそれに伴う

津波、火災により、ひと晩にして

廃墟の町と化した。

現在、跡地の大部分は「みやぎ

東日本大震災津波伝承館」が建つ

石巻南浜津波復興祈念公園となっ

ている。同エリアについて、理事

長は「先日、東京から来た知人を

同公園に案内し、以前はあたり一

面、住宅だったことを話したら驚

かれました。でも、たしかに昔は

とても多くの人が住んでいたんで

すよね」と悔しそうにつぶやく。

両市は震災を契機に住民の流出

が1219人、

東松島市も死者

が13万5806人（約17%減）。

東松島市は11年3月1日現在4

万3142人だった人口が23年

（約10%減）。ハード面の普及・

整備が進み、交通の利便性は震

災前よりアップした反面、町の

活気が失われつづると心を痛

める。

パチンコ店も、震災直前の東松島・石巻エリアには約30店舗あつたが、現在は17店舗とほぼ半減。

県全体でも2010年12月31日現在237店舗（警察庁調べ）だった

ホテル数が23年4月4日現在15

1店舗（遊技産業健全化推進機構への誓約書提出店舗数）と約36%も減少した。

1店舗（遊技産業健全化推進機構への誓約書提出店舗数）と約36%

## 県との災害時協定を軸に安心・安全な遊技環境を

もつとも、店舗数の減少は震災ショックによるものばかりではないと同氏は言及。震災後、業界では依存問題対策への取組み強化や改正健康増進法施行による店内の原則禁煙、遊技機の規則改正に伴う旧規則機の全面撤去、新型コロナウイルス問題など、次々に案件が発生し、逐一対応してきた。復興途上のなかで、それらがボディプロ

ーのように効いていると振り返る。

しかし、新型コロナ問題は政府による規制が緩和される方向になつたこと、遊技機に関してはスマート遊技機が登場し始めたことなど、休眠客の掘り起こしが期待でき

れからがパチ

ンコ業界の正念場だとみる。

「この流れを生かすためにも、組

合としてお客様が安心・安全に遊

んでいただける遊技環境づくりに取り組んでいきたい」と同氏。そ

れが組合員店舗を守ることにもな

ると考えている。例えば広告宣伝規制に関して警察庁の通達や全日

遊連などのホール関係4団体が作成した広告宣伝ガイドラインの示

す禁止事項が末端の従業員まで浸

透するよう、一覧表に整理し直し

て組合員店舗に配布したのもその

一環だと説明する。

また、県と締結した災害時協定に基づく県内ホテルの社会的役割をアピールしていくためにも、非

組合員店舗に組合への加入を強く促し、県内遊技業界が一致団結し

てこの難局を乗り越えていきたいと結んだ。



◆石巻市南浜・門脇地区にある石巻南浜津波復興祈念公園。震災前は約1800世帯が住んでいた。上の震災前（左）と震災直後の写真を比べると被害の大きさがよくわかる



◆石巻市南浜・門脇地区にある石巻南浜津波復興祈念公園。震災前は約1800世帯が住んでいた。上の震災前（左）と震災直後の写真を比べると被害の大きさがよくわかる



## 3年ぶりに東南アジアを訪問 子どもたちに靴、文具を直接寄贈

東南アジアの子どもたちの支援活動を続いているホール企業・三慶商事（本社・さいたま市）の代表取

締役社長趙顕洙さんが、3年ぶりにフィリピンに渡航し、子どもたちに靴や文房具類などを手渡した。

埼玉県遊技業協同組合の理事長でもある同氏は経営のかたわら、認定特定非営利活動法人SB.Heart Stationの副理事長として社会貢献活動に参加していることを以前紹介した（本誌2021年10月号参照）。

コロナ禍で中断を余儀なくされていた同組織の活動が再開され、3月9～12日に趙さんらメンバーが現地フィリピンに飛んで、子どもたちに大量の靴や文房具類を手渡し、歓迎を受けた。

「アリーナ」の屋号で展開する三

慶商事の系列店ではホールを挙げて、物品拠出に協力し同団体の活動をPRし、ボランティア中心に行なわれている物品の仕分け作業にも有志スタッフが参加してきた。

特に同団体が力を入れている物品は靴で、これまでにフィリピン、タイ、ミャンマーなどに送った靴や文房具類などの総数は33万余に



呼びかけに賛同して送られてきた靴の仕分け作業。  
3月25日には趙社長も参加した

整然と並べられた靴の中から自分の足に合う靴を探す子どもたち



大喜びのフィリピンの子どもたちに囲まれた趙社長▶

のぼる。今まで同団体の関係者が現地に持参し、子どもたちに直接手渡ししているが、世界的な新型コロナ禍で、世界的に感動しました。とても充実したツアードした」と振り返っている。3月21日には「2021～2022年度SB.Heart Station活動報告会」がさいたま市内で行なわれ、20年春以降は現地を訪問できず、現地の信頼できる仲介役を経由して送る状況が続いていた。

今回の現地訪問は渡航制限が緩和されたことからようやく実現したもので、一行はカビテ州の小学校で約1500人の子どもたちに靴2000足、ケソン州の小学校で

700人の子どもたちに靴100足と文房具用品2箱を贈呈した。また、さいたま市内の小学校の児童から寄付品とともに預かった手紙も渡すなどして、現地の校長先生から感謝状を授与された。趙社長は「子どもたちの笑顔、喜ぶ姿に感動しました。とても充実したツアードした」と振り返っている。3月21日には「2021～2022年度SB.Heart Station活動報告会」がさいたま市内で行なわれ、20年春以降は現地を訪問できず、現地の信頼できる仲介役を経由して送る状況が続いていた。

トントンタッヂされたことが発表された。趙氏は「身が引き締まる思い。関係者や支援してくださる方々と

力を合わせて、さらに活動を盛り上げていきたい」と抱負を話している。

## 好乃ちゃん、念願の心臓移植へ！ 目標募金額達成に業界も貢献

本誌前号でレポートした、遊技業界が支援する拡張型心筋症の神奈川県川崎市、五十嵐好乃（この）

ちゃん（11歳）の米国での心臓移植手術が決まった。募金額が目標の5億円に達成。家族は渡米の準備に入つた。

好乃ちゃんは2020年6月、

体調が悪化。21年5月に拡張型心筋症と診断された。補助人工心臓で命を繋いでいる状態で、病気が進行性であることから、一刻も早い海外での心臓移植が必要となつていていた。

遊技業界で最初に好乃ちゃん支



川崎市組合事務所で行なわれた寄付金贈呈式。  
小林組合長(右)と好乃ちゃんの父親、五十嵐好秀氏

集まつた31万6112円は3月20日、同市組合事務所で好乃ちゃんの父親・五十嵐好秀氏に手渡された。

同県遊協も関係団体である神奈川福祉事業協会(伊坂重憲会長)とともに各50万円寄付した。

神奈川県遊技場協同組合(伊坂重憲理事長)の新年理事会・祝賀会でも、同県遊協の協力のもと、出席した約80人の来賓、組合関係者に募金を呼びかけ、支援活動が広がった。

川崎市遊技場組合(以下、川崎市組合、小林昇組合長)。昨年11月に設立された「このちゃんを救う会」の募金活動に参加。組合員店舗(69店舗)に募金箱と告知ポスターを配布し、年末から3月9日まで募金活動を展開した。2月1日に横浜市内のホテルで開催された

神奈川県遊技場協同組合(伊坂重

憲理事長)の新年理事会・祝賀会で

も、同県遊協の協力のもと、出席

した約80人の来賓、組合関係者に

募金を呼びかけ、支援活動が広が

った。

さらに東京都遊技業協同組合

(阿部恭久理事長)、全日本遊技事

業協同組合連合会(理事長・同)、

日本電動式遊技機工業協同組合

(兼次民喜理事長)、回胴式遊技機

商業協同組合(大饗裕記理事長)も

寄付活動に参加、支援が業界内に

広がった。

救う会では3月23日、公式サイ

トやTwitterで目標募金額を達成

## 創設以来最多の応募 pp奨学金23年度給付生は29人

遊技業界の支援による給付型奨

学金「pp(パチンコ・パチスロ)奨

2023年度給付生のご紹介」

『未来が求める若者たち』を開催。

役員が出席するなか、23年度給付

生29人中20人がオンライン参加し、

業界に対する感謝の言葉と今後の

抱負を述べた。

同奨学金については本誌21年2

月号でレポートしたが、主な原資

はホテルの顧客の募玉・募メダル。

募玉募金箱設置店は募玉、募メダ

ルの相当額を自店の営業利益のな

かから拠出する。都合で募玉募金

箱設置が難しいホールやホール以

外の業界関連企業、組合・団体も

参加しやすいよう、寄付による協

力も可としている。



当機構の検査要員が、全国のパチスロホールに立入検査等でお伺いする際には、「冬用ジャンパー」を着用しておりますが、昨年より夏季のクールビズ期間は「夏用ベスト」を着用させていただいております。本年は5月1日～10月27日を設定しております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

近年はコロナ禍の影響によりアルバイトもままならず、学びの継続が困難な状況に陥っている学生が増えている社会情勢から存在意

味が増えており、多くの学生が困窮している現状が問題視されています。そこで、地域社会への貢献活動の一環として、年間を通じて定期的な寄付活動を行なっています。この活動によって、地域社会に貢献する機会を提供し、学生たちの学びの継続を支援する目的で実施されています。

この活動は、地域社会への貢献活動の一環として、年間を通じて定期的な寄付活動を行なっています。この活動によって、地域社会に貢献する機会を提供し、学生たちの学びの継続を支援する目的で実施されています。この活動は、地域社会への貢献活動の一環として、年間を通じて定期的な寄付活動を行なっています。この活動によって、地域社会に貢献する機会を提供し、学生たちの学びの継続を支援する目的で実施されています。

義が一段と増しており、23年度給付生の募集には過去最多の184人が応募していた。

オンラインイベントで阿部会長は「コロナ禍の影響を大きく受けている学生の皆さんを今年度も支援でき、関係者一同ほっとしている」と挨拶。依存対策に早くから取り組むなどの業界の姿が世間にあまり知られていないことにも

ふれ、「今回ご縁ができた奨学生の皆さんには業界のことを少しでも知っていたとき、周囲の方に伝えたい」と語った。

同法人は23年3月現在、43の企業・組合・団体・個人が会員に名を連ね、その他、多くの業界団体・企

## 福島県遊連が子ども食堂に食材寄贈

福島県遊技業協同組合連合会は3月22日、福島県郡山市のNPO法人コースター内において、ふくしまこ

業が寄付などの形で活動を支援。近い将来の公益法人化を目指している。

田英模理事長が同ネットワークの山本光子共同代表に目録を手渡した。

「第10回福島県パチスロファン感謝デー」

同県遊連では青年部が昨年と今年2月、同ネットワークに対して活動助成金を贈呈している。

諸田理事長(左)とふくしまこども食堂ネットワークの山本共同代表



コロナ禍の影響を考慮して、23年度給付生たちはオンライン参加

## 新和グループが地元大学病院に医療機器

「プレイランドハッピー」の屋号で

北海道内に店舗展開する新和グループ（本社・札幌市、新井修社長）は3月28日、同市の札幌医科大学附属病院に静脈可視化装置一式、シャワーユ用車いす5台、車いす用体重計2台、

車いす1台、車いす用体重計2台、コレルマット2台を寄贈した。

札幌医科大学で行なわれた寄贈式では、新井社長が挨拶。同大学の山下敏彦理事長から謝辞とともに感謝状を授与された。

同社では2011年に同医科大学に1000万円寄付したことを契機に、毎年、同付属病院に車いすやAED、新生児ケア用医療ベッドなどの医療・福祉機器の寄贈を続けており、同大学・附属病院への支援は今年で13回目。



新井社長(右)と山下理事長 今回寄贈した医療機器



同施設で行なわれた贈呈式には石井貴宏青年部会長、大分県遊協中津組合の茂鉄也組合長、同施設の衛藤裕治施設長と村松泰隆副施設長、入所児童らが出席。部長と組合長が一人ひとりに靴を手渡し、子どもたちからは感謝の言葉が述べられた。

## 大分県遊協青年部が児童福祉施設に靴寄贈

大分県遊技業協同組合（木下哲二理事長）の青年部は3月31日、大分県中津市の社会福祉法人「児童養護施設 聖ヨゼフ寮」の入所児童約30人

に靴を贈呈した。

昨年開催した「第18回チャリティゴルフコンペ」の参加費や募金をもとに、児童養護施設などの子どもたちに事前に選んでもらった靴を贈つたもの。青年部は以前からこの取組みを行なっている。

同施設で行なわれた贈呈

式には石井貴宏青年部会長、大分県遊協中津組合の茂鉄也組合長、同施設の衛藤裕治施設長と村松泰隆副施設長、入所児童らが出席。部長と組合長が一人ひとりに靴を手渡し、子どもたちからは感謝の言葉が述べられた。



(上)大分県遊協の公認キャラクター「温泉バチロー」を挟んで右から 茂中津組合長、石井青年部会長、衛藤施設長、村松副施設長  
(下)子どもたち一人ひとりに笑顔で靴を手渡した

# 景品（賞品）の買取りに 対する 税務当局と裁判所の視点



三堀 清  
みほり きよし  
昭和32年 神奈川県生まれ  
早稲田大学法学部卒  
司法修習終了後  
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て  
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了  
平成9年 三堀法律事務所開設  
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

## 1 景品買取りによる

### 換金への関心の高まり

殊に消費税法の観点から、景品買取りによる換金をどのようにみているのかについて、判例を探つてみた。

## 2 「ホンネ」をついた判例

この判例は、景品がホールと景品買取（交換）所間で還流していた疑似三店方式による自家（直）買い或いは買い取らせとみられる事案において、景品買取（交換）業者の売上は、景品卸（販売）業者から支払われる手数料の総額なのか、それとも卸業者に転売した景品の単価×個数の総額なのかが争われたも

とされるくぎ曲げの問題は、平成27年11月の「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機の撤去について（要請）」の発出以降、かなり改善が進んでおり、業界関係者の間では、次は、同じくグレーゾーンとされる景品（賞品）買取りによる換金の問題を何とかしなければならない、という意識が高まっている。他方、本年・令和5（2023）年10月1日から改正消費税法の施行に伴うインボイス制度の導入を前に、税法の観点からも三店（点）方式の厳格な運用が必要との意識が高まっている。

そこで、税務当局や裁判所は、税法、

景品買取による換金が争点となつた数少ない判例として、横浜地方裁判所判決平成12（2000）年2月16日があ

る。

原告は、平成7（1995）年12月、課税期間（平成6（1994）年分か？）の売上＝課税標準額37億3237万円、納付税額48万7200円とする消費税の期限後確定申告をしたところ、税務署長から消費税の無申告加算税7万2000円の賦課決定処分を受けた（期限に遅れた確定申告であつたため）。

この賦課決定処分の後、原告は、平成8（1996）年3月、税務署長に自身の営業内容は売買ではなく業務委託であり、先の消費税の確定申告では37億3237万円としていた売上を、実際

には卸業者(株)M社からの業務委託手数料だけで、当時の消費税の免税限度内の年間3千万円以下であるから課税標準額は0円となり、納付税額も0円となるとする更正請求をした。しかし、税務署長からは、この更正是認められない旨の通知処分を受けた。

そこで原告は、平成8年8月、(無申告加算税の賦課決定処分ではなく、更正請求に理由がないとした)通知処分不服として税務署長に異議申立てをしたが棄却され、更に同年12月に国税不服審判所長に審査請求をしたがやはり棄却された。このため原告は、(今度は通知処分ではなく)賦課決定処分の取消しを求めて本件訴訟を提起したのである。

このように、本件は、更正請求に理由がないとした通知処分については異議申立て手続を経てはいるが、無申告加算税の賦課決定処分については取消訴訟提起の要件となる異議申立て手続を経ず訴訟を提起したことは適法かといふ国税通則法1115条1項の解釈を巡る争点が前面に出てしまっている。しかし、原告(買取業者が風適法のタテマエにとらわれないホンネの主張を開き、これに対し、被告(税務署長が景品買取りの方法による換金に関する国税当局のホンネの反論で応じており、興味

令和5(2023)年10月1日から改正消費税法の施行に伴うインボイス制度の導入を前に、税法の観点からも三店(点)方式の厳格な運用が必要との意識が高まっている。

そこで、税務当局や裁判所は、税法、殊に消費税法の観点から、景品買取りによる換金をどのようにみてているのかについて、判例を探つてみた。

#### 〔参考になる判例は〕

景品がホールと景品買取(交換)所間で還流していた疑似三店方式による自家(直)買い或いは買い取らせとみられる事案において、景品買取(交換)業者の売上は、景品卸(販売)業者から支払われる手数料の総額なのか、それとも卸業者に転売した景品の単価×個数の総額なのかが争われたものである。

#### 〔結論は〕

税務当局も、また、裁判所も、買取業者の売上を、定額或いは変動制の手数料とすることは認めないのであり、税法の観点からも、疑似三店方式は許されないとの判断が下された)。

### 3 原告の主張

深い内容の判例となつたのである。

先述のとおり、買取業者である原告は、自らの売上を、買い取った景品を卸業者M社に転売した代金の総額ではなく、同社から受けた業務委託の手数料だけであると主張した。

すなわち、原告の事業内容は、卸業

者M社の委託により、Nホールの客から景品を一時的に預かり、これを形式上はM社に、実質上はNホールに直接納入しているものであり、消費税の課税対象となる課税資産の売買ではなく、業務委託を受けているに過ぎないから、その売上は上限を1日4万8千円とするM社からの手数料のみであると主張したのである。

原告は、景品の還流があることを認

めおり、これは、自家買い或いは買取らせに加担していたことを認めたに等しい。

## 4 被告＝税務署長の反論と裁判所の判断

売上は業務委託手数料だけであるとする原告の主張に対し、被告＝税務署長は、以下の根拠を挙げ、原告は自己の事業として景品を買い取つてこれをM社に転売しており、その売上は客から買い取りM社に転売した景品の単価×数量の総額であるとした。

- ①原告の開業資金は、M社関係者からの借入れで賄つたが既に返済済みで、自己資金で開業したと解されること
- ②M社は、原告との契約終了時に、原告が客から買い取り所有していた景品を全て買い取つていること
- ③原告とM社との間で、取引内容について、原告がNホールの客から景品を買い取り、これをM社に転売することであるとの認識が共有されていたこと
- ④M社による景品の買取価格は、同社と原告との間で合意されていたこと
- ⑤「手数料」に上限が設定されたのは、M社が、Nホールを営業するY興業か

ら景品の売買価格の値下げを要請されたため、1日の取扱高に上限を設け、それ以上の買取りをしても利益が出ないように折り合いをつけ、原告の承諾を得たもので、売上が一定限度を超えると原告の利益が1日4万8千円に制約されるものであること

⑥そもそも風適法に抵触することを避けるため、一旦原告が客から買い取った景品を、M社に転売する方法を採用していること

として裁判所の判断は、概ね被告

をして三店方式が行なわれて来たとし、その本質を「景品交換業者は遊技客からの特殊景品の買取価格と景品販売業者への譲渡価格の差益を収入とし、景品販売業者は景品交換業者からの買取価格とパチンコ店への譲渡価格の差益を収入とすることが可能となる」もので、

なお、裁判所は、景品の還流が行われている部分に限り業務委託の要素があることを認めたが、売買契約という本質に影響は与えるものではないとしている。これは、景品の還流があつても直ちに自家買いになるものではないということを意味する。

また、裁判所は、三店方式につき、「風適法23条1項の規定の脱法ではないか、との疑問もないではないが、本件においては、それは論点ではないので、この点は判断しないこととする」と、「お墨付き」を与えてはいない点を付記しておく。

このように、税務当局も、また、裁判所も、買取業者の売上を、定額或いは変動制の手数料とするることは認めないであり、税法の観点からも、疑似

を転売する相手はM社に限定されると、その転売価格も（原告の客からの買取価格とM社のNホールへの納品価格との間で）原告がM社と合意するという以外には決定方法がない…極めて特異な契約内容である…が、…原告が遊技客から本件景品を買い取ること及びこれをM社に買い取つてもらうこととは、ともに売買というべきである」としたのである。



# 店長に求められる知識

## 顧客サービス XI

パチンコ店舗管理者  
実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

**a** : 紛失物を早急に発見するため、お客様に鍵の特徴【選択肢】

店内でお客様が自転車の鍵を紛失された際の対応として、最も適切でないものはどれか。

【問題】

### 紛失物対応

通常の接客とは異なる対応について学んでいきましょう。最初の問題は、紛失物対応についてです。

今回は、顧客サービスの分野からも異なり、遊技の結果として得られる賞品の有無も異なります。だからこそ、一般的なサービス業以上にお客様と接する際には注意するべき点が多いと言えるでしょう。

パチンコ店の場合は、特に提供しているサービスが「遊技」であるため、お客様それぞれで使用する金額も異なり、遊技の結果として得られる賞品の有無も異なります。だからこそ、一般的なサービス業以上にお客様と接する際には注意するべき点が多いと言えるでしょう。

パチンコ店は不特定多数のお客様を相手にしたサービス業です。サービス業の本質は、形のないモノを売つて対価を得ることです。形なく、目に見えないモノであるからこそ、人は対価と引き替えに得られる価値を重視し、それを厳しく評価します。

通常の接客とは異なる対応について学んでいきましょう。最初の問題は、紛失物対応についてです。

正解はdです。  
自転車を駐輪場にそのまま保管しておくことは盗難の危険性があるため、適切ではないでしょう。この場合は、自転車を安全な場所で保管し、鍵が見つかり次第お客様へ引き渡すという対応が良いでしょう。鍵を見つけるために鍵の形状を確認し、見つかった場合の連絡先をお聞きして、お客様がお帰りになる際にご不便はないかを配慮することは、適切な対

【回答分布】

- |              |              |
|--------------|--------------|
| a : 1 · 1 %  | b : 4 · 3 %  |
| c : 34 · 8 % | d : 59 · 8 % |

**d** : お客様がいつでも取りに来られるよう、自転車は駐輪場にそのまま保管しておく。

**c** : お客様の移動手段を確保するよう、タクシーの手配が必要であるかを尋ねる。

（形状、付属品など）を確認する。

### クレーム対応

パチンコ店におけるクレーム発生時の対応手順として、（ア）～（エ）を最も適切な順に並べたものはどれか。

アリお客様の話をよく聞いて、事実確認をする。  
イリこちらに非があれば、丁重に謝罪をする。  
ウリクレームの解決策を提案する。

応だと言えます。

**工 II 不満が発生したことに 対して、謝罪をする。**

**【選択肢】**

a : ア→エ→イ→ウ  
b : ア→エ→ウ→イ  
c : エ→ア→イ→ウ  
d : エ→ア→ウ→イ

思いをした(させた)ことに 対してのみ、お詫びをします。このようなお詫びを「限定付き謝罪」と言います。一部分について、限定向き謝罪は、お客様の怒りを落ち着かせる効果があります。そして、その後にお客様の話をよくお聞きし、店側の落ち度の有無を判断することが重要です。また、たどお詫びするだけではなく、解決案や代替案の提示は必須と考えましょう。

**【選択肢】**

a : 他のお客様に配慮して、別 の場所へご案内した。  
b : どちらのお客様も冷静さを欠いていたため、お客様同士を引き離して、それぞれスタッフが事情を聴いた。

**【回答分布】**

a : 32・6%	b : 8・7%
c : 55・4%	d : 3・3%

**【正解と解説】**

正解は c です。

クレーム対応の手順は、最初にお客様が不快な思いをしたことに對してお詫びすることから始めます。次にお客様の話をよく聞くことが重要です。そして話の内容から、こちらに非があつたら丁重にお詫びをしたうえで、解決策を提案する流れとなります。

興奮したお客様に対しても、その場を收めようとしてとりあえずお詫びをしてしまいかがちです。しかし、これは避けましよう。事実確認をせずに、ただお詫びをしてしまうことで、不当な要求につながつてしまることがあるからです。最初はあくまでもお客様が不快な

**【問題】**  
パチンコ店において、お客様同士が言い争いをしている際の対応として最も適切でないものはどれか。

選択肢 c のように、お客様同士の争いを店側が裁くのは避けるべきです。お客様同士のトラブルから対応スタッフとのトラブルにも陥りかねません。スタッフはあくまでも和解を促すことに徹しましょう。お客様同士のトラブルが原因で、止めに入ったパチンコ店のスタッフが怪我をする事件も過去には起きています。

適切な対応です。当事者同士でエスカレートすることを避ける上で、b のお客様同士を引き離すことも有効な対応です。暴力は犯罪行為であり、喧嘩に発展する状況下での通報は妥当と言えるでしょう。

**【選択肢】**

a : 一方のお客様に明らかな落ち度のあることが判明したため、相手のお客様に謝るようお勧めした。

**d : 双方のお客様が興奮し、**

**【回答分布】**

a : 0・9%	b : 3・7%
c : 90・8%	d : 4・6%

喧嘩に限らず、トラブル対応は滅多に起こらないことだけに判断が難しい場合が多くなります。

トラブル対応の原則や対応のステップ、過去の事例など、スタッフにはあらかじめ情報を提供し、防止策と事後の解決策を整えておきましょう。

**【正解と解説】**

正解は c です。  
当事者の方だけでなく、他のお客様への配慮は大切なことです。

## トラブル対応

最初はあくまでもお客様が不快な

次の問題は、電話対応に関するも

のです。



## 編集後記

猫の寿命は長くて20年位で、人間の4分の1といわれます。それを当たり前と猫を飼ってきましたが、『猫は人間の4倍の速さで生きている』猫の1日は人間の4日分に匹敵するとの言葉で考えが変わりました。4倍速の猫の「人生」を考えると、猫じやらしで遊ぶ時間が増やされないといけないし、真夜中に騒がれても邪険に扱つてはならないと思いました。

## 隔月発行について

さて「機構NEWS」は、今号から隔月発行となりました。1冊に2倍の充実を図らないとならないのですが、難題です。高い評判を頂いている三堀清弁護士の法律指南のコラム、店長に求められる知識の掲載が半減しますこと、お許しいただき引き続きのご愛読をお願いします。(M)

はそれで一日の仕事を終えると疲れるのである。このこと、コロナ問題が落ち着いて混み始めたりの通勤のたどりの通勤電車に乗り、へとへとに疲れて地元の駅に着いて、さあバスに乗ろうと思つてバス停を見たら長蛇の列。そだつた。その日からバスが減便されていたんだつた。徒歩だと多摩丘陵を25分とか歩かねばならず、還暦を過ぎた私には

マジに無理な距離なのだ。バス会社もコロナで打撃を受けたことはわかるが、公共交通機関の役割はあるわけで、料金値上げしてもいいから減便は勘弁して欲しい。(H)

43歳の頃の富士山初登山時に痛めたもので、いわゆる古傷。同じく、このときの山登りで後日発生したぎっくり腰ともども、時々、私を苦しめる。そのためサポーターは必需品で、装着していると痛みが和らぐのだが、問題は若いう頃から体を鍛えておけば……と思つても、後の祭り。シニアの悩みは尽きない。(N)

## 電話対応

## 【問題】

取引先の担当者からの入電時における対応として、最も適切なものはどうか。

## 【選択肢】

- a : 途中で切れたとき・取引先が掛け直すのを待つ
- b : 途中で切れたとき・取引先が掛け直すのを待つ
- c : 途中で切れたとき・自分のが先に切る
- d : 途中で切れたとき・自分が先に切る

## 【回答分布】

- |   |       |
|---|-------|
| a | 27・6% |
| b | 23・5% |
| c | 43・4% |
| d | 5・5%  |

## 【正解と解説】

正解はaです。

- 電話が途中で切れたときは、自分が原因であつても掛けた側から掛け直す。

- d : 途中で切れたとき・取引先から掛け直す
- a : 途中で切れたとき・取引先が先に切る

- 電話を切るときは、掛けた側が先に切る。

です。

人々は掛けた側に用件があつて電話で会話をしているのですから、用件が済んだことを示す意味で掛けた側が電話を切ることがマナーになつてゐるのでしょう。

とはいゝ、電話の相手が上司や目上の方の場合や明らかに電波が悪い状況にあることがわかつてた場合などは、状況に応じて自ら掛け直すことも必要でしょう。また、電話を切る際に固定電話であれば、受話器を置く音を立てないようにする配慮も必要です。

近年は、携帯電話、スマートフォンの普及が進み、電話の掛け方も変化しています。親しい友人間でしか会話をしたことのない若者も多いようです。店で電話に出る際のルールやマナーを整理しておくことも検討するべきでしょう。

パチンコ店では、毎日同じように営業をしているようでも、日々来店するお客様は異なり、発生する出来事も異なります。今まで経験したことのないようなことが起きても慌てずに対応できるように、過去の事例を共有し、対応の原則や役割分担を明確にしておきましょう。また、トラブルやクレームが発生した場合のラベルやクレームも時には実施しましょう。

43歳の頃の富士山初登山時に痛めたもので、いわゆる古傷。同じく、このときの山登りで後日発生したぎっくり腰ともども、時々、私を苦しめる。そのためサポーターは必需品で、装着していると痛みが和らぐのだが、問題は若いう頃から体を鍛えておけば……と思つても、後の祭り。シニアの悩みは尽きない。

推進機構では5月から、



夏用ベストを着用した検査要員が  
ホールに伺います